

(趣旨)

第1条 この規程は、下水道法(昭和33年法律第79号)第7条の2第1項の規定に基づき、十和田市公共下水道雨水放流幹線樋門(以下「樋門」という。)の操作について必要な事項を定めるものとする。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、二級河川奥入瀬川(以下「奥入瀬川」という。)の洪水による雨水放流幹線(以下「放流幹線」という。)への逆流を防止することを目的とする。

(警戒体制)

第3条 管理者(十和田市下水道条例(平成17年十和田市条例第207号)第2条第16号に規定する管理者をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。

- (1) 奥入瀬川の相坂水位観測所における水位(以下「相坂水位」という。)が2.2メートル(水防団待機水位)に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 洪水注意報又は洪水警報が発表され、奥入瀬川で洪水が発生するおそれがあるとき。
- (3) その他洪水により樋門から逆流するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第4条 管理者は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制の確保
- (2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械等の点検の実施
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の情報収集
- (4) 第6条第1項の操作を行っている場合において、堤防、背後地の状況、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)を踏まえて総合的に勘案し、以下のいずれかの状況において、機側操作(樋門に設置した開閉装置によって、奥入瀬川、放流幹線及び背後地の状況等を目視確認しながら行う樋門の操作をいう。以下同じ。)を安全に行うことができないことが見込まれる場合には、機側操作を行っている要員(以下「機側操作員」という。)に退避を指示すること。
ア 相坂水位が6.1メートル(避難判断水位)を超え、さらに上昇が見込まれるとき
イ 現場状況から危険を察知した機側操作員から退避を求められたとき
- (5) 緊急を要する場合には、機側操作員は、管理者から退避の指示がなくとも退避し、退避後速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。
- (6) その他樋門の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第5条 管理者は洪水が終わったとき、又は洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

(洪水時の操作方法)

第6条 管理者は、相坂水位が2.5メートル(氾濫注意水位)以上6.1メートル(避難判断水位)以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 奥入瀬川から放流幹線への逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開にする。
 - (2) 奥入瀬川から放流幹線への逆流が始まったときは、樋門のゲートを全閉にする。
 - (3) 樋門のゲートを全閉にしている場合において、奥入瀬川の水位が下降傾向にあり、樋門の上流側の水位が樋門の下流側の水位より高くなったときは、これを全開にする。
- 2 前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。
- 3 樋門の上下流側の水位差がほぼなく、水位が上昇している状態で、かつ樋門の下流側の水位が3.3メートル(設計水位)に達すると見込まれる場合は、奥入瀬川から放流幹線への逆流を確認するために樋門のゲートを全閉にして上下流どちらの水位が高くなるか確認するものとする。
- 4 第4条第4号の規定により機側操作員が退避する際は、樋門のゲートを全閉にするものとする。

(平水時における操作の方法)

第7条 管理者は、相坂水位が2.2メートル(水防団待機水位)未満のときは、樋門のゲートを全開にしておくものとする。

(操作の方法の特例)

第8条 管理者は、事故その他やむを得ない事情があるときは、その必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第9条 管理者は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ河川管理者、道路管理者等の関係機関に通知するとともに、影響を受けるおそれがある市民に周知するものとする。

(操作等に関する記録)

第10条 管理者は、樋門を操作したときは、操作記録簿(様式第1号)に記入し、保存しなければならない。
(点検等)

第11条 管理者は、樋門及び樋門を操作するための機械等について、年1回以上点検を行い、点検の結果に応じて必要な整備等を行うことにより、機械等を常に良好な状態に保つものとする。

2 前項の点検の結果は、樋門等点検簿(様式第2号)に記録するものとする。
(訓練)

第12条 管理者は、樋門の操作に係る机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。
(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

操作記録簿

■ 樋門等の名称		雨水放流幹線樋門				
■ 操 作 日		年 月 日 () ~ 年 月 日 ()				
■ 記録者氏名						
■ 気象水象の状況						
■ 操作等状況						
時刻	水位情報		ゲート操作	開度 ※全開時 2,700mm (mm)	移動等	備 考
	奥入瀬川 (m)	堤内 (m)	①閉鎖開始 ②閉鎖完了 ③開放開始 ④開放完了		①現場到着 ②現場退避 ③現場復帰 ④作業終了	
:						
:						
:						
:						
:						
:						
:						
:						
:						
:						
■ 操作方法の特例の有無 ☐ 有り ☐ 無し 有りの場合の理由:						
■ 通知及び周知の状況						
■ その他特記事項						

様式第2号(第11条関係)

樋門等点検簿

樋門等の名称		雨水放流幹線樋門	
点検年月日		年 月 日	点検者
区分	点検箇所	点検結果	
土木構造物	門柱		
	操作台		
	翼壁		
	床版		
	水叩き		
	函体		
	函体(函内) ※目視ができる場合		
	堤体		
	護岸工		
	その他		
機械設備	扉体全般		
	扉体		
	支承部		
	水密部		
	戸当り全般		
	取外し戸当り		
	開閉装置全般		
	開閉装置構造体		
	動力伝達部		
	開度計		
	その他		